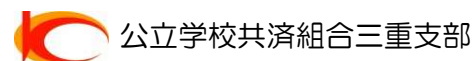


別紙

女性健診を受診するうえでの注意事項 (令和6年度 追加募集)

女性健診受診予定者の皆様へ



以下の要領により、受診予定日の決定、受診に向けての準備を行ってください。

1. 受診日の決定方法

- | | | | |
|---|-----------|---|--|
| ① | 済生会松阪総合病院 | → | 後日、健診機関からご自宅あてに受診日が通知されます。
通知・案内を確認してください。
P 1 ①を確認！ |
| ② | ①以外の健診機関 | → | 各自、健診機関と電話（一部ホームページ可）で日程調整
を行ってください。
P 2 ②を確認！ |

- ① 次の健診機関に決定された方は、後日、健診機関から受診日等の通知が直接ご自宅あてに送付されますのでそれまでお待ちください。送付がありましたら、ご自身で、受診券に受診日を記入してください。

指定された受診日の変更については、健診機関からの案内にしたがってください。

検査の変更及びキャンセル並びにオプション検査の追加等については、お早めに健診機関に連絡してください（注1）。

健診機関名	備考
済生会松阪総合病院	受診日の変更・取消については、健診機関からの案内にしたがってください。

お手数ですが、ご担当の方は、コピーして受診券に添付のうえ、受診決定された方にお渡しください。
当支部ホームページ (<https://www.kouritu.or.jp/mie/>) でも提供しています。

期限注意

②

次の健診機関に決定された方は、決定された健診機関へ直接電話をしていただき、相互で調整のうえ、受診日の決定を行ってください（注１、注２）。

受診日が決定したら、自身で受診券に受診日を記入してください。

電話予約は、健診機関の受入体制の関係上、**令和６年９月１９日（木）**まで（フェニックス健診クリニックは**令和６年９月１２日（木）**まで）にお願いします。期限までに連絡がなかった場合、受診できない場合がありますのでご注意ください。

検査の変更及びキャンセル並びにオプション検査の追加等については、お早めに健診機関に連絡してください（注１）。

健診機関名	電話番号	電話受付曜日及び時間	
ヨナハ健診クリニック	0120-301-478	月～水、金	9:00～17:00
		木、土	9:00～12:00
みたき健診クリニック	0120-177-667	月～金	9:00～12:00
			13:00～16:00
		土	9:00～12:00
鈴鹿中央総合病院	059-384-1017	月～金	12:30～16:30
津健康クリニック	059-226-0456	月～水、金	8:15～17:15
		木、土	8:15～12:15
フェニックス健診クリニック	059-227-5605	月～水、金	10:00～17:00
		木、土	9:00～12:00

各健診機関では公立学校共済組合の女性健診以外にも多くの健診を行っています。
受診日については、必ずしも希望どおりとならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

2. 受診日の変更

各自で直接健診機関へ電話連絡を行い（注１、注２）、変更が了承されたら受診券に記載されている受診日を各自で訂正してください。

受診日の変更について、当支部への報告は必要ありません。

3. 受診の取消（本年度の受診をキャンセルする場合）

早急に各自で直接健診機関へ電話連絡をお願いします（注１）。

健診機関で了承された後、受診券の受診取消報告欄に必要事項を記入し、受診券を当支部へ返却してください。

各健診機関では、数日前から準備も含め、医師、看護師、検査技師等が待機していますので、直前の受診取消はご遠慮願います。やむを得ず受診できない場合は、早めにご連絡願います。

お手数ですが、ご担当の方は、コピーして受診券に添付のうえ、受診決定された方にお渡しください。
当支部ホームページ (<https://www.kouritu.or.jp/mie/>) でも提供しています。

近年、健診機関への報告がないまま、受診をキャンセルする方が増えています。健診機関に迷惑がかかり、翌年度以降の受診枠が確保できない等、健診事業全体に影響が及ぶこともありますので、受診できない場合は、必ず健診機関へ電話連絡をお願いします。

受診キャンセルに当たり、健診機関への連絡や、当支部への受診券返却を怠った場合、
翌年度の人間ドック事業における決定優先順位が下がる場合があります。
受診日当日の取消については、キャンセル料が発生する場合があります。

注意

4. 受診に当たっての注意事項

- (1) 受診日において、当支部の組合員資格を喪失している場合は、受診券を利用して受診することはできません。
- (2) 県費職員のうち、公立学校職員は「公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」の規定に基づき特別休暇が、三重県教育委員会事務局職員は「職務に専念する義務の特例に関する規則」の規定に基づき職務専念義務免除がそれぞれ認められます。
市町費支弁職員及び団体職員については、当該市町又は団体の規程の定めるところによります。
検査の結果、二次検査（精密検査）が必要とされた場合は、その検査に要した時間について、上記勤務上の取扱いが適用される場合がありますので、所属する教育委員会等にてご確認をお願いします。
- (3) 受診についての案内、問診表等が、受診日の1～2週間前までに健診機関からご自宅へ送付される予定ですので、必ず各自で内容を確認したうえで受診してください。（案内等が届かない場合は、健診機関へ直接連絡してください。）
- (4) オプション検査を希望される方は、事前に各自で直接健診機関に申し込んでください。受診予定日の直前は、健診機関において対応できない場合がありますので、早めのお申込みをお願いします。
オプション検査の受診による追加料金は受診者自己負担となります。
- (5) 国が実施する「女性特有のがん検診推進事業」に基づき、お住まいの市区町村から発行される「乳がん検診無料クーポン券」及び「子宮頸がん検診無料クーポン券」と、当事業を同じ検査項目で併用することはできません。（注3）
- (6) 持病がある方、妊娠中の方及び授乳中の方は、一部受診が制限されることがあります。その場合であっても、受診者自己負担金は減額されませんので、あらかじめご承知おきください。
- (7) 新型コロナウイルス感染症等の感染症を発症した場合、一定期間内は受診をお断りする場合があります。健診機関によってその基準は異なりますので、もし感染症を発症した場合は受診予定の健診機関へお問い合わせください。一部検査を受診しなかった場合であっても受診者自己負担金の調整は行いませんので、あらかじめご承知おきください。

お手数ですが、ご担当の方は、コピーして受診券に添付のうえ、受診決定された方にお渡しください。
当支部ホームページ (<https://www.kouritu.or.jp/mie/>) でも提供しています。

- (8) 受診決定時以降に氏名が変更となった場合は、受診券に記載されている氏名を各自で訂正したうえで受診し、共済組合員の方は、当支部へ「記載事項等変更申告書」に公立学校共済組合組合員証（以下「組合員証」）を添えて提出してください。

「記載事項等変更申告書」用紙は、当支部ホームページ (<https://www.kouritu.or.jp/mie/>) からダウンロードしてご利用ください。

- (9) 受診日当日は受診券と組合員証を健診機関の窓口へ提出してください。

受診券を紛失した場合は、健診機関での再交付が可能ですので、健診機関の窓口にお申し出ください。

5. その他

- (1) (一財)三重県退職教職員互助会（以下「退教互」）に加入されている現職会員の方は、最終的な自己負担金額が6,000円以上であった場合、領収書のコピーを添付して退教互に申請することにより会員一人につき年度内1回に限り3,000円の補助を受けることができます。

人間ドックと女性健診など、1年間に複数の健診を受診される場合であっても、補助を受けることができるのは会員一人につき年度内1回のみとなり、複数の健診に対して補助を受けることはできませんので、ご注意ください。

詳細については、退教互(TEL 059-226-5235)へ直接お問い合わせください。

- (2) 個人情報の取扱いについては、「公立学校共済組合個人情報保護方針」に基づき適切に処理します。

注1. 受付は、いずれの健診機関も祝日を除きます。

注2. 予約の際は、健診機関の受付処理の都合上、必ず「公立学校共済組合の女性健診である旨・所属所名・お名前・生年月日」を告げていただいたうえで、受診日の決定を行ってください。

令和7年2月28日までに受診してください。

冬季休暇期間は受診希望者が集中します。当該期間を希望される方はお早めに健診機関へ連絡をお願いします。

注3. 当事業において、乳がん検診はマンモグラフィー又は乳腺エコーのいずれか一つを標準項目としています。当事業で受診しない検査について、クーポン券を利用させていただいて構いません。



公立学校共済組合三重支部 福祉班

〒514-0004 津市栄町一丁目954番地 三重県栄町庁舎5階

TEL: 059-224-2989 FAX: 059-224-2990

【事務担当】 上野(伸)・世古口

